

マネロン・金融犯罪対策への取組強化について

令和8年1月26日
代表理事組合長 秋山 豊

最近、金融商品や銀行口座などを不正に利用し、利益を得ようとするような金融犯罪が全国的に多く発生しております。

その手法は、被害者の心理的な隙をついた方法で、手口についても、SNS やメール等を使用した巧妙かつ高度なものになってきています。

金融犯罪については、毎日、テレビや新聞等で報道がされており、心配に感じておられる組合員・利用者の方々も多いのではないかと思います。

その様な状況を受けて、日本のみならず国際的に金融機関が取り組まなければならぬ課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策(以下「マネロン対策」)の重要性が益々高まっています。

信用事業を営む当組合としましても、マネロン・金融犯罪対策に取り組むことは、当然の責務であります。

そのため当組合は、金融機関としての信頼性を確保するとともに、お客様の大切な財産を金融犯罪からお守りするため、マネロン・金融犯罪対策の取り組みを重要な経営課題と位置づけて、一層力を入れて取り組むことといたします。

このたび、本店のリスク統括部リスク管理課を責任部署とし、金融企画課および全支店に『マネロン・金融犯罪対策リーダー(以下「JAリーダー」)』を配置しました。

JAリーダーには、組合全体としてのマネロン対策への取り組みの定着化・高度化のために、職員の先頭に立って取り組みを進めてもらいます。

私を含め常勤理事もマネロン・金融犯罪対策が組合内で徹底されるよう指揮のうえ、組合員・利用者の方に安心して当組合を利用いただけるよう取り組んでまいります。

以上